

**前払金
保証事業**

被災地復旧に特例適用

中企庁グループ補助事業

国 交 省

民間受注者優遇で円滑化

国土交通省は、東日本大震災の被災地を対象に中小企業庁が実施している中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金事業）の採択事業に携わる建設工事や測量に対し、保証事業会社の前払金保証事業の適用を認める特例措置を10日告示した。本来は公共事業をターゲットとする前払金保証事業を特例的なインセンティブとしてグループ補助事業での復旧工事に適用し、工事を受注する建設業者の着工資金確保につなげることが狙いだ。

中企庁のグループ補助金事業は、大震災発災後に補正事業（1次）として採択事業の募集を開始。1次・2次公募で青森、岩手、宮城、福島、茨城で66グループ、413億円（うち国費275億円）の交付を決定。昨

年末の3次公募では、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉で106グループ、1651億円（うち国費275億円）の採択を決定している。同事業では、被災地の地域産業の一翼を担う工場施設や水産加工施

設などの復旧を図ろうとする中小企業などのグループが復興事業計画を作成し、県を通じて施設・設備の復旧支援を行う。被災地の民間企業が実施する施設復旧のうち、地域基幹産業の再生やサプライチェーン上重要な企業活動を支える復旧・整備が補助対象とされている。前払金保証事業のスキームを同事業に適用する際の前払率は民間受注者の工事契約で定められることとなる。

今回の保証事業会社の前払金保証事業の適用を民間工事を対象とするグ

ループ補助金事業に認める特例措置は、受注者である建設業者の資金繰りを支援することにより、被災地で民間企業が進める工場施設などの復旧を加速させ、被災各県の同事業の活用を促進する効

果が期待される。今回の特例告示にあわせ、各保証会社や建設業団体、被災各県に対する通知も行われている。

補助採択の中小企業発注工事

前払保証の適用拡大

被災地特例 国交省が告示

国土交通省は10日、公共工事の前払金保証事業の適用対象を拡大する告示を公布・施行した。東日本大震災被災地域の特例として、中小企業庁の「中小企業等グループ等施設等復旧整備補助事業」の補助採択を受けたグループが発注する工事を前払金保証事業

の適用対象とする見込み。近く国土交通大臣が同事業を適用対象とすることを認定する予定だ。

前払金保証事業は、国や地方自治体の公共事業、補助金や交付金を受けた法人が実施する工事・測量を適用対象としており、営利法人が発注する工事については保証事業の適用対象になっていない。

10日付で国交省が公布・施行した告示では、東日本大震災からの復旧・復興に係る施設・設備を整備するため補助金などを地方自治体から受けた法人・団体・個人が発注する工事や測量のうち

「2以上の主体が計画的に実施するもの」で、国交大臣が認めるものを特例として新たに前払金保証事業の適用対象とした。「国交大臣が認めるもの」は、中小企業庁の「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」のうち、「中小企業等復旧・復興支援補助」を受ける企業グループが発注する工事となる見込み。

同補助事業は、複数の中小企業などで構成するグループや事業協同組合、商店街などが復興事業計画を作成し、県に補助を申請する。例えば、製品の重要な部品などを製造する中小企業グループが製造拠点を復旧する場合や、水産加工施設を持つ複数企業が一体となって施設を復旧する場合などが補助対象となる。

中小企業庁は「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」として、2011年度の補正予算と予備費で計1504億円を計上し、11年12月までに計172グループをこれまでに補助対象として採択した。12年度当初予算案でも500億円を計上している。

これらグループが、建設会社と工事を発注して前払金を支払う契約し、建設会社が保証事業会社へ前払金の保証を申請すれば、保証を受けられるようになる。

グループが復旧を急ぎたいにもかかわらず施工者が見つからない事例があり、建設会社が受注するインセンティブ（動機付け）としたい考え。